

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 配線器具は、十分な性能があり、この規格の規定する範囲において感電、火災又は傷害の危険が生じることがないよう形状が正しく設計してあり、組立が良好及び動作用が円滑でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 箇条 10 箇条 11	箇条 9 感電に対する保護 硬貨などを用いて電気回路を閉路する配線器具は、硬貨などを導電回路の一部として用いてはならない。 箇条 10 接地端子 接地端子は、接地線を容易かつ確実に取付けできる端子とし、次のようなものでなければならない。 ー接地端子に接地線などを取り付けたとき、機械ねじのかん合する有効ねじ山が2山以上 ー呼び径4mm以上のねじ端子、等 箇条 11 端子及び導電部の接続部 端子及び導電部の接続部は、次のようなものでなければならない。 ー確実な導電部の電氣的接続をおこなう ー電源電線の取付端子のねじは、電源電線以外の内部配線又は部品の取付けに兼用しない ーヒューズの取付端子のねじは、ヒューズ以外の部品の取	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				<p>箇条 12</p> <p>付けに兼用しない</p> <p>—電線付きの一体成形の配線器具の場合、端子と電線との接続部は、かしめ止め、溶接などで完全に接続する、等</p> <p>箇条 12 構造</p> <p>構造は、次のようなものでなければならない。</p> <p>—附属の接続器としてコンセントをもつ配線器具で、極性の区別をもつ電源プラグを用いる配線器具の場合、コンセントが、電源プラグの極性に対応した極性である</p> <p>—開閉機構をもつ配線器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開閉の操作が円滑に、確実かつ安全にできる ・重力、振動などによって開閉しない ・開閉の状態が容易に確認できない配線器具は、開閉の状態を容易に確認できるような装置などを施す <p>—器体の内部配線は、規定の力を内部配線に加えたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶縁物の使用温度上限値を超える部分に接触しない ・可動部に接触しない <p>—差込プラグ及びコードコネクタボディは、容易に差し込み、かつ、引き抜けるように滑り止めが施してある</p> <p>箇条 13</p> <p>箇条 13 部品及び附属品</p> <p>電源電線等、接地線、点滅器、開閉器、接続器、変圧器、電圧調整器及びコンデンサの定格電圧、定格電流及び許容</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				附属書 B B.12	附属書 B 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチ B.12 構造 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチは、次のようなものでなければならない。 ー非包装ヒューズを取り付ける構造の開閉器で、ヒューズをねじ止めする開閉器は、ヒューズを容易に取り付けることができる皿形座金、その他の座金を備える ー過電流引外し装置又は漏電引外し装置をもち、使用者が動作電流を調整できる開閉器は、調整目盛を備える ーヒューズ以外の短絡保護装置をもつ開閉器の排気孔は、直径が 5 mm の球が貫通しない ーつめ付ヒューズを用いるカットアウトスイッチの開閉接触部の寸法は、規定値以上である ー定格感度電流は、1 A 以下である ー電気的特性（越流性能） ・定格電流又は定格遮断電流を表示する開閉器は、規定の周囲温度で定格電流の 200 % に等しい電流を流したとき、規定の動作時間内に自動的に動作する ・電流動作形の開閉器は、規定の試験条件において、電流が定格感度電流に等しい電流に達する前に開路する	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				附属書 E E.12	<p>—電気的特性（低電圧開閉性能）</p> <p>主回路を開閉するための電磁操作回路をもつ開閉器は、通常の使用状態で、定格操作回路電圧の 85 % に等しい電圧を操作回路に加えて開閉の操作を行ったとき、動作が確実である。</p> <p>附属書 E 接続器</p> <p>E.12 構造</p> <p>接続器は、次のようなものでなければならない。</p> <p>—非包装ヒューズを取り付ける端子は、ヒューズを容易に取り付けることができる皿形座金、その他の座金を備える</p> <p>—ヒューズ締付ねじの呼び径及びねじに附属する皿形座金の底面の直径は、規定の直径以上である</p> <p>—皿形座金を用いる場合、ヒューズ取付面の大きさは、規定の皿形座金の底面の直径以上の大きさである</p> <p>—引掛形の差込接続器は、電線がよじれることによって刃と刃受けとの正常な接触位置から刃が容易に抜け出ない</p> <p>—パイプに接続して用いるねじ込み接続器及びソケットのノズルのねじ部には、回り止め用押締めねじを備える</p> <p>—適合する電線の導体を容易かつ確実に接続できる</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第2項 続き				附属書F F.12	一蛍光灯用ソケット及び蛍光灯用スタータソケットは、蛍光灯又は蛍光灯用スタータが容易に取り付け、又は取り外すことができる 一ローゼット及びジョイントボックスは、蓋のかん合が完全で、脱落しない 一引掛形ローゼットは、接触片が正しい接触位置にあるとき、常に圧力が加わる 一延長コードセットに用いるマルチタップ又はコードコネクタボディの極数、差込プラグの極数及び電源電線の線心数は、等しくなるように構成する 附属書F ライティングダクト F.12 構造 ライティングダクトは、次のようなものでなければならない。 一外郭の材料が合成樹脂又は合成樹脂を被覆した金属のライティングダクト及びその他附属品は、容易に変形しない 一ライティングダクト相互は、接続用附属品を用いて電氣的及び機械的に確実に接続できる 一固定形のライティングダクトは、プラグ及びアダプタが受口部の任意の箇所において、容易かつ確実に着脱及び	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				F.13	<p>固定できる</p> <p>—外郭の材料が合成樹脂を被覆した金属のライティングダクトの場合、合成樹脂の被覆の厚さは、0.15 mm 以上である</p> <p>F.13 部品及び付属品</p> <p>ライティングダクトの部品及び付属品は、次のようなものでなければならない。</p> <p>—プラグ及びアダプタの導電接触部は、ライティングダクトの導体と電氣的に確実に接続できる構造であって、ライティングダクトの導電接触部に常に機械的圧力を加える</p> <p>—固定形のライティングダクトに装着するプラグ及びアダプタは、ライティングダクトに容易かつ確実に着脱及び固定できる構造であって、ライティングダクトの導電接触部に常に機械的圧力を加えることのできる機構である</p>	
				附属書 H	<p>附属書 H 変圧器及び電圧調整器</p>	
				H.11	<p>H.11 端子及び導電部の接続部</p> <p>変圧器及び電圧調整器の端子及び導電部の接続部は、次のようなものでなければならない。</p> <p>—二つ以上の電線を一つの取付部に締め付ける場合は、電</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				<p>H.12</p> <p>線を確実に接続できる</p> <p>—電源電線の取付端子のねじは、電源電線以外の内部配線又は部品の取付けに兼用しない</p> <p>H.12 構造</p> <p>変圧器及び電圧調整器は、次のようなものでなければならない。</p> <p>—ヒューズが溶断した場合、ヒューズを収めている蓋、箱又は台は、その後の使用を損なうほどの損傷しない</p> <p>—皿形座金を用いる端子の場合、ヒューズ取付面の大きさは、皿形座金の底面の大きさ以上である</p> <p>—ヒューズの取付端子のねじは、ヒューズ以外の部品の取付けに兼用しない</p> <p>—温度過昇防止装置は、容易に取り換えることのできない構造で、かつ、試験品を平常温度上昇試験の状態で作動又は運転したとき、温度過昇防止装置が動作しない</p> <p>—電源電線の貫通孔は、取付面にあってはならない。</p> <p>附属書 J</p> <p>附属書 J 開閉試験</p> <p>点滅器、接続器、開閉器、電磁開閉器操作スイッチ、光電式自動点滅器及び電子応用機械器具に組み込む点滅器は、規定の試験を行ったとき、短絡、接点の溶着、又はその後の使用を損なうほどの電氣的若しくは機械的な損傷</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				附属書 K 若しくは故障が生じてはならない。 附属書 K 温度上昇試験 電源電線を収納する巻取機構をもつ配線器具は、定格電流を流したとき、巻取機構及び外郭に金属以外の材料を用いる場合は、その後の使用を損なうほどの損傷が生じてはならない。過電流引外し装置をもつ開閉器の場合は、引外し装置が動作してはならない。 附属書 M 附属書 M 短絡遮断性能試験 短絡遮断性能試験において、次のようなものでなければならない。 ー電圧動作形及び電流動作形は、漏電引外し特性を満足し、かつ、漏電引外しテスト装置の開閉操作が、規定の電圧を加えたとき、支障なく行える ー蓋又はカバーが開かない ーカットアウトスイッチの場合は、開閉接触部の接触が十分で、かつ、接触圧力が低下しない ー非包装ヒューズを取り付ける配線器具の場合、試験品はヒューズを取り換えることによって再び使用できる ー過電流引外し装置をもち、定格電流を表示する開閉器、及び適用電動機の定格容量を表示する開閉器は、規定の漏電引外し特性を満足する		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				附属書 N	<p>附属書 N 衝撃波不動作性能試験</p> <p>衝撃波不動作性能試験において、次のようなものでなければならない。</p> <p>－試験中に動作してはならない</p> <p>－試験後に、電圧動作形の漏電遮断器、及び電流動作形の漏電遮断器は、規定の漏電引外し特性を満足する</p>	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 12 附属書 B B.12.102 B.12.105	<p>箇条 12 構造</p> <p>配線器具間を接続する電線</p> <p>配線器具間を接続する電線をもつ配線器具は、電線が短絡、過電流などの状態を生じたときに動作するヒューズ、過電流保護装置その他の保護装置を設けなければならない。</p> <p>附属書 B 閉器及び電磁開閉器操作スイッチ</p> <p>B.12.102 極数が 2 以上の開閉器及び電磁開閉器操作スイッチ</p> <p>極数が 2 以上のものは各極を同時に、また、極数が 3 以上のものは接地側極以外の極を同時に開閉できなければならない。</p> <p>B.12.105 引外し機構</p> <p>ヒューズ以外の短絡保護装置及び漏電引外し装置をもつ開閉器の引外し機構は、投入用のつまみ又は押しボタンを</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				附属書 E E.12.102.6 附属書 H	投入位置に押さえることによって引外し動作が妨げられてはならない。 附属書 E 接続器 E.12.102.6 極数が3以上の接続器で、接地極又は多線式電路の中性線を接続する極は、他の極より遅く接続せず、かつ、他の極より早く開路してはならない。 附属書 H 変圧器及び電圧調整器 ヒューズ及びヒューズ抵抗器の溶断によって、それぞれの回路は完全に遮断しなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	箇条 7 表示 配線器具は、次のような表示がなければならない。 ー 接地線をもつ配線器具は、被覆に緑と黄との配色を施した接地線を用いるか、又は接地線の被覆の表面若しくは接地用の表示 ー 接地端子をもつ配線器具は、接地端子に又は接地端子に規定する接地用の表示 ー 速結端子をもつ配線器具には、接続できる電線の種類、直径及び差し込む導体の長さの表示 ー 機械器具に組み込む配線器具は、機器用である旨の表示を、また、電子応用機械器具に組み込む配線器具は、電子機器用の表示	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				箇条 12 12.1 12.2 附属書 A 附属書 B	箇条 12 構造 12.1 構造における一般要求事項 人体検知センサ付きの配線器具には、照明器具用、警報機器用、音響機器用、換気扇用又は温風機用である旨の表示をしなければならない。 12.2 開閉機構 開閉の状態が容易に確認できない配線器具は、開閉の状態を容易に確認できるような表示を施さなければならない。 附属書 A 点滅器 点滅器には、次のような表示がなければならない。 一定格電圧、定格電流等 一電流ヒューズは定格電流を、温度ヒューズは定格動作温度 附属書 B 開閉器及び電磁開閉器操作スイッチ 開閉器及び電磁開閉器操作スイッチには、次のような表示がなければならない。 一定格電圧、定格電流等 一電源側端子及び負荷側端子の区別 一中性線欠相保護機能付きで、中性線に接続する口出線をもつ漏電遮断器は、中性線に接続する旨 一使用者が容易に認識できる巻取機構の引出し制限の印	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				附属書C 附属書D 附属書E 附属書F	附属書C ミシン用コントローラ ミシン用コントローラには、定格電圧、定格電流等を表示しなければならない。 附属書D カットアウト カットアウトには、定格電圧、定格電流等を表示しなければならない。 附属書E 接続器 接続器には、次のような表示がなければならない。 一定格電圧、定格電流等 一電流ヒューズは定格電流を、温度ヒューズは定格動作温度 一中間口出線及び電線が接続可能な中間口出線用端子をもつアダプタは、中間口出線の接続図及び中間口出線から取り出すことのできる電流値 一引掛形ローゼットは、接触位置の目安を蓋及び台に表示 一ジョイントボックスで極性が同じ電線を板状の接続部に差し込んで接続する差込形電線コネクタは、接続できる電線の直径及び差し込む導体の長さ 一延長コードセットの器体には、安全に接続できる最大の電力又は定格電流の値 附属書F ライティングダクト	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				附属書 H 附属書 Q	ライティングダクトには、定格電圧、定格電流等を表示しなければならない。 附属書 H 変圧器及び電圧調整器 電流ヒューズは、定格電流を、温度ヒューズは、定格動作温度を、表示しなければならない。 附属書 Q 配線器具の表示の方式 配線器具には、規定の表示を表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 箇条 18 箇条 19 箇条 22 附属書 B	箇条 13 部品及び附属品 接地線は、軟銅線で容易に腐食しにくい金属線でなければならない。 箇条 18 機械的強度 器体を貫通する電源電線等をもつ配線器具は、折曲げ強度試験を行ったとき、電源電線等が短絡せず、かつ、素線の断線率が各線心ごとに 30% 以下でなければならない。 箇条 19 配線器具の材料 ステンレス鋼を除き、鉄及び鋼は、めっき、塗装、油焼きその他の適切なさび止めを施さなければならない。 箇条 22 耐食性 配線器具は、規定の耐食性試験で表面に腐食が生じてはならない。 附属書 B 開閉器及び電磁開閉器操作スイッチ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019
 規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四 条 続 ぎ				B.15.101	B.15.101 カットアウトスイッチ カットアウトスイッチは、規定の開閉試験で、各部にその後の使用を損なうほどの損傷又は故障が生じてはならない。	
				B.101.1	B.101.1 巻取機構の性能 電源電線を収納する巻取機構をもつ開閉器は、規定の試験で、素線の断線率が30%以下であり、かつ、その後の使用を損なうほどの損傷又は故障が生じてはならない。	
				B.101.2	B.101.2 耐圧力性能 圧カスイッチは、通常の使用状態で、規定の動作圧力を連続して1分間加えたとき、その後の使用を損なうほどの損傷又は故障が生じてはならない。	
				附属書C	附属書C ミシン用コントローラ ミシン用コントローラは、規定の開閉性能耐久試験をしたとき、接点の溶着、抵抗体の消耗、又はその後の使用を損なうほどの電氣的若しくは機械的な損傷若しくは故障が生じてはならない。	
				附属書D	附属書D カットアウト せん(栓)形プラグヒューズ用カットアウトの蓋は、振動によって緩むことがあってはならない。	
				附属書E	附属書E 接続器	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四 条 続 ぎ				E.15.102	E.15.102 コンセントの規定の開閉性能試験中、プラグがコンセントから抜け落ちてはならない。	
				E.101.1	E.101.1 電源電線を収納する巻取機構をもつ接続器は、規定の電線引き出し試験で、素線の断線率が 30 %以下であり、かつ、その後の使用を損なうほどの損傷又は故障が生じてはならない。	
				附属書 F	附属書 F ライティングダクト	
				F.101.1	F.101.1 固定形のライティングダクト、プラグ及びアダプタは、規定の着脱性能試験で、使用を損なうほどの損傷又は故障が生じてはならない。	
				F.101.2	F.101.2 走行形のライティングダクト、プラグ及びアダプタは、規定の走行性能試験においてプラグ及びアダプタを走行させたとき、その後の使用を損なうほどの損傷又は故障が生じてはならない。	
				附属書 H	附属書 H 変圧器及び電圧調整器	
				H.11	H.11 端子及び導電部の接続部 充電部相互又は充電部と非充電部との接続部は、緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えなければならない。	
			H.19	H.19 材料 外箱内に満たしてある絶縁性充填物は、使用中にその後の使用を損なうほどの損傷が生じてはならない。		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 附属書 A A.12.102	箇条 14 防水性 屋外用及び防浸形の配線器具の構造は、次のようなものでなければならない。 一屋外用の配線器具は、規定する屋外用の露出形又は防雨形の配線器具の散水試験によって散水したとき、充電部に水がかからない 一防浸形の配線器具は、規定する防浸形の配線器具の浸水試験によって浸水したとき、充電部に水がかからない 附属書 A 点滅器 A.12.102 リモートコントロールリレー リモートコントロールリレーの開閉部には、じんあい（塵埃）が侵入することがあってはならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1.1 11.6.2 箇条 19 19.1.1	箇条 11 端子及び導電部の接続部 11.1.1 導電部の接続は、ねじ止めの場合、JIS に規定する 3 種タッピンねじを含む金属製の機械ねじを用い、ねじの材料は、亜鉛、アルミニウムなどの軟らかな材料であってはならない。 11.6.2 ねじを導電部として、通電を目的とする端子のねじは、銅又は銅合金でなければならない。 箇条 19 配線器具の材料 19.1.1 器体の材料は、規定の平常温度上昇試験の温度に耐	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き					えなければならない。	
				19.1.2	19.1.2 外郭又は電気絶縁物を支持する熱可塑性の材料は、耐熱可塑性でなければならない。	
				19.2	19.2 電気絶縁物及び熱絶縁物は、規定の平常温度上昇試験をしたときに接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ない絶縁物でなければならない。	
				19.3	19.3 屋外用の配線器具の外郭の材料は、耐熱性をもつ屋外用に適した材料でなければならない。	
				19.4	19.4 アークが達することのある部分に用いる電気絶縁物は、アークによって感電、火災又は傷害が生じることのある膨れ、ひび、割れ、欠けなどの変形、絶縁低下などの変質が生じることがない電気絶縁物でなければならない。	
				19.5	19.5 導電材料は、銅又は銅合金などの電氣的、熱的及び機械的な安定性をもつ材料でなければならない。	
				19.6	19.6 接地端子の材料は、銅、銅合金、ステンレス鋼などの十分な機械的強度をもつさびにくい材料でなければならない。	
			附属書 B	附属書 B 開閉器及び電磁開閉器操作スイッチ		
			B.19.101	B.19.101 カットアウトスイッチは、規定の高温の環境に1時間放置したとき、その後の使用を損なうほどの損傷が生じてはならない。		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				B.21.3.101	B.21.3.101 規定する絶縁材料は、保証トラッキング指数 (PTI) が 250 以上でなければならない。	
				附属書 D	附属書 D カットアウト カットアウトは、規定の高温の環境に 1 時間放置したとき、その後の使用を損なうほどの損傷が生じてはならない。	
				附属書 E	附属書 E 接続器	
				E.12.107.4	E.12.107.4 延長コードセットに用いる電線と一体成形した差込プラグの主絶縁材料は、次のようなものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> －コンセントとの突合せ面に接するプラグの外面で、接地極を除く栓刃に直接接する絶縁材料は、規定する耐トラッキング性を満足する材料 －接地極を除く栓刃間を保持する絶縁材料は、規定する耐過熱性を満足する材料 －差込プラグの外郭の材料が塩化ビニル混合物の場合、接地極を除き栓刃間を保持する絶縁材料は、熱硬化性樹脂 	
				E.12.108	E.12.108 ゴムプラグを除く差込プラグ、及び栓刃をもつ規定のマルチタップは、次のようなものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> －コンセントとの突合せ面に接する差込プラグ又はマル 	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き					<p>チタップの外面で、接地極を除く栓刃に直接接する絶縁材料は、規定する耐トラッキング性を満足する材料</p> <p>—接地極を除く栓刃間を保持する絶縁材料は、規定する耐過熱性を満足する材料</p> <p>E.19.101 アイロンプラグは、規定の高温の環境に1時間放置したとき、その後の使用を損なうほどの損傷が生じてはならない。</p> <p>E.19.102 蛍光灯用ソケット及び蛍光灯用スタータソケット以外で、電球を取り付けて用いる接続器は、規定の高温の環境に1時間放置したとき、その後の使用を損なうほどの損傷が生じてはならない。</p> <p>E.21.3.101 延長コードセットに用いる電線と一体成形した差込プラグの主絶縁材料及びコンセントとの突合せ面に接する差込プラグ又はマルチタップの外面で、接地極を除く栓刃に直接接する絶縁材料は、規定する保証トラッキング指数 (PTI) が400以上でなければならない。</p> <p>附属書F ライティングダクト</p> <p>F.12.101 外郭の材料が金属のライティングダクト及びその他附属品は、適切な熱間圧延軟鋼板、鋼帯、アルミニウム及びアルミニウム合金材料でなければならない。</p> <p>F.19.101 外郭の材料が合成樹脂又は合成樹脂を被覆した</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		<p>試験品に規定の球面のおもりを規定する高さから垂直に落下したとき、感電が生じることのある損傷が生じてはならない。</p> <p>附属書 A A.12.101.1 A.18.2.102 A.18.2.103</p> <p>附属書 B B.12.101.1 B.12.109.2</p>	<p>試験品に規定の球面のおもりを規定する高さから垂直に落下したとき、感電が生じることのある損傷が生じてはならない。</p> <p>附属書 A 点滅器 A.12.101.1 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける点滅器は、ヒューズ交換のときに、手、又はドライバなどの工具がスイッチを切ったときに充電している部分に触れず、かつ、確実に取り付けることができなければならない。</p> <p>A.18.2.102 中間スイッチ、ペンダントスイッチなど、コード又はキャブタイヤケーブルを接続して用いる点滅器は、規定の落下試験を行ったとき、感電が生じることのある損傷が生じてはならない。</p> <p>A.18.2.103 タイムスイッチの外郭の強度は、規定の鋼球を垂直に落下したとき、感電が生じることのある損傷が生じてはならない。</p> <p>附属書 B 開閉器及び電磁開閉器操作スイッチ B.12.101.1 ヒューズ取付部は、ヒューズ交換のときに、手、又はドライバなどの工具が開閉器を開路したときに充電している部分に触れず、かつ、確実に取り付けることができなければならない。</p> <p>B.12.109.2 テスト装置をもつ漏電遮断器の構造は、テス</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				B.18.2.101	ト装置を操作したとき、被保護器のフレームに接続している端子は、充電部になってはならない。 B.18.2.101 カバー付ナイフスイッチ、箱開閉器及びカバー付スイッチは、規定の鋼球を垂直に落下したとき、感電が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				B.18.2.102	B.18.2.102 コンセントに本体を直接差し込んで用いる開閉器は、規定の高さから落下させたとき、感電が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				附属書 E	附属書 E 接続器	
				E.12.101.1	E.12.101.1 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける接続器は、ヒューズ交換のときに、手、又はドライバなどの工具が充電している部分に触れず、かつ、確実に取り付けることができなければならない。	
				E.18.2.102	E.18.2.102 コード又はキャブタイヤケーブルを接続して用いるソケット、差込接続器及びねじ込み接続器は、規定の落下試験を行ったとき、感電が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				E.18.2.103	E.18.2.103 コンセントに直接差し込んで用いる接続器は、規定の高さから落下したとき、感電が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				E.18.2.104	E.18.2.104 線状差込接続器に、規定の鋼球を落下したと	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				<p>充電部と試験指が触れることができる非充電金属部との間に1 kΩの抵抗器を接続したとき、流れる電流は1 mA以下でなければならない。</p> <p>附属書 B 開閉器及び電磁開閉器操作スイッチ 定格電圧が150 Vを超えるものの金属製の蓋又は箱は、接地線を取り付けやすい箇所に接地端子をもたなければならない。</p> <p>附属書 E 接続器 E.12.102.7 金属の外郭を用いる平形導体合成樹脂絶縁電線用の接続器は、接地端子を設けなければならない。</p> <p>E.12.106.6 金属の外郭を用いる平形導体合成樹脂絶縁電線用のジョイントボックスは、接地端子を設けなければならない。</p> <p>附属書 H 変圧器及び電圧調整器 H.12.102.2 それらの回路は、ヒューズが溶断したときの可溶体の垂れ下がりなどによって、短絡及び地絡することがあってはならない。</p> <p>H.12.102.3 ヒューズ及びヒューズ抵抗器が溶断する場合、それらは、アークによって短絡及び地絡することがあってはならない。</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き				<p>箇条 13</p> <p>た充電部と接地することのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上でなければならない。</p> <p>箇条 13 部品及び附属品</p> <p>コンデンサは、規定の絶縁耐力試験、耐湿絶縁試験及び絶縁抵抗試験に適合しなければならない。</p> <p>コンデンサの外部端子の絶縁距離（空間距離及び沿面距離）は、規定値以上でなければならない。</p> <p>箇条 20</p> <p>箇条 20 絶縁距離及び絶縁物の厚さ</p> <p>20.1</p> <p>20.1 絶縁距離（空間距離及び沿面距離）</p> <p>極性が異なる充電部相互間、充電部と接地することのある非充電金属部又は試験指が触れることができる非金属部の表面との間の絶縁距離は、規定する値以上でなければならない。</p> <p>20.2</p> <p>20.2 絶縁物の厚さ</p> <p>絶縁物は、規定の絶縁耐圧試験に耐えなければならない。</p> <p>附属書 A</p> <p>附属書 A 点滅器</p> <p>A.12.101.3</p> <p>A.12.101.3 非包装ヒューズの可溶体の中心部付近と器体との間の空間距離は、規定値以上でなければならない。</p> <p>A.12.104.2</p> <p>A.12.104.2 金属製の蓋又は箱の電線の貫通孔には、磁器又は耐熱性をもつ屋外用に適した絶縁ブッシングを取り付けなければならない。</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き				A.12.104.3	A.12.104.3 スイッチの取っ手の出口と充電部との間の沿面距離は、規定値以上でなければならない。	
				A.12.104.5	A.12.104.5 造営材に取り付けた場合、造営材と台の裏面全体との間隙は、規定値以上でなければならない。	
				A.16	A.16 温度上昇 点滅器の絶縁物は、規定の動作試験後、規定の温度限度値以下でなければならない。	
				附属書 B	附属書 B 開閉器及び電磁開閉器操作スイッチ	
				B.12.108.3	B.12.108.3 閉路の状態で極性が異なる充電部間には、絶縁隔壁がなければならない。	
				B.16	B.16 開閉器及び電磁開閉器操作スイッチの絶縁物は、規定の動作試験後、規定の温度限度値以下でなければならない。	
				附属書 C	附属書 C ミシン用コントローラ	
				C.12.101	C.12.101 金属製の蓋又は箱の電線の貫通孔には、絶縁ブッシングを取り付けなければならない。	
			C.16.2	C.16.2 温度上昇 変圧器式及び変圧器式以外のミシン用コントローラの適用電動機、及び半導体式のミシン用コントローラに規定の動作試験を行ったときの絶縁物の温度は、規定の温度限度値以下でなければならない。		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き				C.16.3	C.16.3 異常温度上昇 炭素パイル式のマシン用コントローラに規定の動作試験を行った後、充電部と接地することのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、規定値以上でなければならない。	
				附属書 E	附属書 E ライティングダクト	
				E.12.104.1	E.12.104.1 ねじ込み形電線コネクタは、内部に円すいら旋状などの金属体の電線取付部をもち、その外側は絶縁物で覆っていないなければならない。	
				E.12.105.2	E.12.105.2 蛍光灯用ソケット及び蛍光灯用スタータソケットの絶縁距離は、規定値以上でなければならない。	
				E.12.106.8	E.12.106.8 ジョイントボックスで極性が同じ電線を板状の接続部に差し込んで接続する差込形電線コネクタは、電線の導体は、その外部は絶縁物で覆っていないなければならない。	
				E.12.107.1	E.12.107.1 延長コードセットに用いる電源電線は、規定するキャブタイヤコードでなければならない。	
				附属書 F	附属書 F ライティングダクト	
				F.12.102.7	F.12.102.7 外郭の材料が合成樹脂を被覆した金属のライティングダクトは、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。	
				F.16.2.103	F.16.2.103 点滅機構又は刃受けをもつライティングダク	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き				<p>ト用接続器の絶縁物の温度上昇は、規定値を超えてはならない。</p> <p>附属書 H 変圧器及び電圧調整器</p> <p>H.12.3.101 H.12.3.101 金属製の蓋又は箱で、スイッチが開閉したとき、アーク発生部に面しアークが達することのある部分には、規定を満足する電気絶縁物を取り付けなければならない。</p> <p>H.20.1.1.101 H.20.1.1.101 造営材などに取り付けた状態で容易に試験指が触れることがない取付面側の充電部と取付面との絶縁距離は、規定値以上でなければならない。</p> <p>附属書 K 温度上昇試験</p> <p>次の導電部分の絶縁材料は、規定の温度上昇試験で、規定値を超えてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 点滅器及び接続器 — 点滅器及び接続器以外の配線器具 — 電源電線を収納する巻取機構 <p>附属書 L 絶縁性能試験</p> <p>L.3 L.3 露出形又は防雨形の配線器具の散水試験</p> <p>屋外用の露出形の配線器具又は防雨形の配線器具は、規定の散水の直後に、規定する絶縁抵抗の試験及び絶縁耐力の試験に適合しなければならない。</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き				L4 L5 附属書 M	L4 防浸形の配線器具の浸水試験 防浸形の配線器具は、規定の浸水試験後に、規定する絶縁抵抗の試験及び絶縁耐力の試験に適合しなければならない。 L5 平形導体合成樹脂絶縁電線用の配線器具の試験 平形導体合成樹脂絶縁電線用の配線器具は、規定の環境温度試験後、規定する絶縁抵抗の試験に適合しなければならない。 附属書 M 短絡遮断性能試験 配線器具は、短絡遮断性能試験において、各端子間、並びに充電部と接地することのある非充電金属部の絶縁抵抗は、規定値以上でなければならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 12 12.11 箇条 13	箇条 12 構造 12.11 電子部品をもつ回路の部品燃焼試験 極性が異なる充電部相互間で、絶縁距離の規定値を満足しない箇所を1か所ずつ短絡したとき、その回路に接続した電子部品が燃焼してはならない。 箇条 13 部品及び附属品 15 W を超える電力が供給できる回路に用いる印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線板は、規定の難燃性でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				箇条 20	箇条 20 絶縁距離及び絶縁物の厚さ	
				20.1	20.1 絶縁距離 極性が異なる充電部相互間で、絶縁距離の規定値を満足しない箇所を1か所ずつ短絡したとき、その回路に接続した電子部品が燃焼してはならない。	
				20.2	20.2 絶縁物の厚さ 器体の外郭に用いる絶縁物に、規定の球面のおもりを規定する高さから垂直に落下したとき、火災が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				附属書 A	附属書 A 点滅器	
				A.12	A.12 構造 外郭の材料が合成樹脂のタイムスイッチは、適切な耐燃性をもたなければならない。	
				A.12.101.8	A.12.101.8 ヒューズ抵抗器の発熱によって、周囲の充填物、プリント配線板などが炭化又はガス化し、発火することがあってはならない。	
				A.18.2.102	A.18.2.102 中間スイッチ、ペンダントスイッチなど、コード又はキャプタイヤケーブルを接続して用いる点滅器は、規定の試験を行ったとき、火災が生じることのある損傷が生じてはならない。	
A.18.2.103	A.18.2.103 床上又は卓上に置いて用いるタイムスイッチ					

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九條 続き				<p>は、規定の鋼球を落下したとき、火災が生じることのある損傷が生じてはならない。</p> <p>コンセントに直接に差し込んで用いる又は壁、柱などに引っ掛けて用いるタイムスイッチは、規定の高さから落下させたとき、火災が生じることのある損傷が生じてはならない。</p> <p>A.21 耐過熱性、可燃性及び耐トラッキング性 外郭に合成樹脂成形品を用いるタイムスイッチは、適切な可燃性をもたなければならない。</p> <p>附属書 B 開閉器及び電磁開閉器操作スイッチ カバー付ナイフスイッチ、箱開閉器、カバー付スイッチ及びコンセントに本体を直接差し込んで用いる開閉器は、規定の鋼球を落下したとき、火災が生じることのある損傷が生じてはならない。</p> <p>附属書 C ミシン用コントローラ C.12.102 半導体素子を用いて温度、回転速度などを制御するミシン用コントローラは、半導体素子が制御能力を失ったとき、制御回路に接続した部品が燃焼してはならない。</p> <p>附属書 E 接続器 E.12 構造 ヒューズ抵抗器の発熱によって、その周囲の充填物、プリ</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019
 規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き					ント配線板などが炭化又はガス化し、発火することがあってはならない。	
				E.18.2	E.18.2 外郭の強度	
				E.18.2.102	E.18.2.102 コード又はキャブタイヤケーブルを接続して用いるソケット、差込接続器及びねじ込み接続器は、規定の荷重試験を行ったとき、火災が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				E.18.2.103	E.18.2.103 コンセントに直接差し込んで用いる接続器は、規定の高さから落下したとき、火災が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				E.18.2.104	E.18.2.104 線状差込接続器は、規定の鋼球を落下したとき、火災が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				E.21.2.101	E.21.2.101 電源電線等と一体成形してある器具用差込プラグ及びコードコネクタボディは、規定の難燃性の材料でなければならない。	
				附属書F	附属書F ライティングダクト	
				F.18.2.102	F.18.2.102 その他附属品は、規定の高さから落下したとき、火災が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				F.21.2.101	F.21.2.101 外郭の材料が合成樹脂又は合成樹脂を被覆した金属のライティングダクト及びその他附属品は、規定の耐燃性の材料でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				附属書 H H.12.102 H.19.8 H.20.1.101 附属書 M	附属書 H 変圧器及び電圧調整器 H.12.102 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける変圧器及び電圧調整器 ヒューズ抵抗器の発熱によって、その周囲の充填物、プリント配線板などが炭化又はガス化し、発火することがあってはならない。 H.19.8 可燃材料 変圧器及び電圧調整器の部品及び構造材料には、ニトロセルローズ系セルロイド、その他これに類する着火したときに爆発的に燃焼する可燃性物質を用いてはならない。 H.20.1.101 極性が異なる充電部相互間、又は充電部と試験指が触れることができる非充電金属部との間のせん（尖）頭電圧が 2500 V を超える場合、その部分について放電試験棒を用いて 30 秒間連続放電したとき、アークによって部品が燃焼してはならない。 附属書 M 短絡遮断性能試験 短絡遮断性能試験において、試料に覆ったさらしかなきんは、燃焼してはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 16	箇条 16 温度上昇 やけどに関わる温度上昇の規定値は、附属書 K 又は次の個別の附属書で規定した値を超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き		の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。		附属書 A A.16.3 附属書 C C.16.2	附属書 A 点滅器 A.16.3 異常温度上昇 開閉操作中連続して操作用電磁コイルに電流を流す構造のリモートコントロールリレーは、各部の温度上昇がほぼ一定となったとき、又は操作用電磁コイルが焼損して断線したとき、外面の温度上昇は、規定値以下でなければならない。 附属書 C ミシン用コントローラ C.16.2 温度上昇 変圧器式及び変圧器式以外のミシン用コントローラの適用電動機、炭素パイル式のミシン用コントローラ及び半導体式のミシン用コントローラに規定の温度試験を行ったとき、操作部の温度は、規定の温度限度値以下でなければならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.5 12.6	箇条 12 構造 12.5 電源電線等の貫通孔 電源電線等の貫通孔は、保護スプリング、保護ブッシング、その他適切な保護装置を用いるか、又は面取り、カール加工など適切な保護加工を施さなければならない。 12.6 器体の内部配線 器体の内部配線は、次のようなものでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				12.7 附属書 B 附属書 F	<p>—2Nの力を内部配線に加えたとき、可動部に接触しない</p> <p>—電線と接触する可能性がある部分が滑らかで電線と平行に配置する</p> <p>—電線に2Nの力を加えながら可動範囲内で左右に1回転かした後に、絶縁被覆にきずがない及び破れない</p> <p>12.7 引きひも</p> <p>引きひもをもつ配線器具の場合、引きひもの貫通孔は、滑らかでなければならない。</p> <p>附属書 B 開閉器及び電磁開閉器操作スイッチ</p> <p>箱入り又はカバー付きの開閉器及び電磁開閉器操作スイッチにおいて、電線の貫通孔は、電線の被覆をきずつけることがなく、かつ、金属製の蓋又は箱の電線の貫通孔には絶縁ブッシングを取り付けてある構造でなければならない。</p> <p>附属書 F ライティングダクト</p> <p>ライティングダクトの内面の各部分は、滑らかな構造でなければならない。</p>	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.1	箇条 12 構造 12.1 構造における一般要求事項 コード掛けをもつ配線器具は、コード掛けにコードを巻き付けて、配線器具の外側に規定の力を加えた状態で、異状	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き		その他の措置が講じられるものとする。		12.4	及びその後の使用を損なうほどの損傷が生じてはならない。 12.4 張力除去 機械器具に組み込む電線を除く電源電線、配線器具間を接続する電線、及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線で、固定して用いるもの以外の電線は、器体の外側に向かって規定の張力を加えた場合、及び押し込んだ場合に、電源電線等と内部端子との接続部に規定を超えるずれがなく、かつ、その後の使用を損なうほどの損傷又は故障が生じてはならない。	
				箇条 13	箇条 13 部品及び附属品	
				13.2.2	13.2.2 配線器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線は、規定の引張力を加えたとき、素線の断線、絶縁体に用いる絶縁物の割れ、欠けなどが生じてはならない。	
				箇条 20	箇条 20 絶縁距離及び絶縁物の厚さ	
				20.2.1.4	20.2.1.4 器体の外郭に、規定の球面のおもりの落下試験を行ったとき、傷害が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				附属書 A	附属書 A 点滅器	
				A.18.2.101	A.18.2.101 床上に置いて用い、人が踏むことのある点滅器	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				A.18.2.102	に、規定の荷重試験を行ったとき、その後の使用を損なうほどの損傷又は故障が生じてはならない。 A.18.2.102 機械器具に組み込む点滅器を除き、中間スイッチ、ペンダントスイッチなど、コード又はキャブタイヤケーブルを接続して用いる点滅器に、規定の落下試験を行ったとき、傷害が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				A.18.2.103	A.18.2.103 タイムスイッチの外郭に、規定の鋼球落下試験を行ったとき、傷害が生じることのある損傷が生じてはならない。 コンセントに直接に差し込んで用いる又は壁、柱などに引っ掛けて用いるタイムスイッチに、規定の落下試験を行ったとき、傷害が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				附属書 B	附属書 B 開閉器及び電磁開閉器操作スイッチ	
				B.18.2.101	B.18.2.101 カバー付ナイフスイッチ、箱開閉器及びカバー付スイッチに、規定の鋼球落下試験を行ったとき、傷害が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				B.18.2.102	B.18.2.102 コンセントに本体を直接差し込んで用いる開閉器に、規定の落下試験を行ったとき、傷害が生じることのある損傷が生じてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				附属書C	附属書C ミシン用コントローラ	
				C.18.2.101	C.18.2.101 機械器具に組み込むミシン用コントローラを除き、外郭の強度に、規定の荷重試験を行ったとき、その後の使用を損なうほどの損傷又は故障が生じてはならない。	
				附属書E	附属書E 接続器	
				E.18.2.102	E.18.2.102 コード又はキャブタイヤケーブルを接続して用いるソケット、差込接続器及びねじ込み接続器に、規定の落下試験を行ったとき、傷害が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				E.18.101	E.18.101 引張強度 次のものに、規定の引張力を加えたとき、その後の使用を損なうほどの損傷又は故障が生じてはならない。 ー引きひもを用いて開閉操作をする接続器 ー引掛形、ロックナット式、抜止式又は差込引掛形の刃受けをもつ差込接続器 ーねじ込み形電線コネクタ ー蛍光灯用スタータソケット(蛍光灯用スタータを取り付けた状態で、受金と蛍光灯用スタータとの間) ーねじ込み口金又は受金をもつ接続器 ーローゼット(コードを取り付けた状態)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				附属書F	一差込形電線コネクタ 附属書F ライティングダクト	
				F.12.102.5	F.12.102.5 プラグ及びアダプタをライティングダクトに装着したとき、装着したプラグ及びアダプタにライティングダクトと鉛直方向の張力及び押し込み力を加えたとき、導電接触部に過度な力が加わらない構造でなければならない。	
				F.12.102.6	F.12.102.6 プラグ及びアダプタをライティングダクトに装着したとき、プラグ及びアダプタに加わる力に耐えなければならない。	
				F.18	F.18 機械的強度	
				F.18.2	F.18.2 外郭の強度	
				F.18.2.101	F.18.2.101 ライティングダクトの強度は、その他附属品を取り外し、適切なねじり力を加えたとき、復元力があり、導体の各部分が器体から離れず、かつ、その後の使用を損なうほどの損傷が生じてはならない。	
				F.18.2.102	F.18.2.102 その他附属品に、規定の落下試験を行ったとき、傷害が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				附属書I	附属書I 端子部の強度試験	
			I.2	I.2 ねじの先端で押し締める構造の端子部は、規定のトルク締め付け試験を行ったとき、端子及び端子取付部の破損、機能を損なうことのある変形などが生じてはならない。		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				I.3	い。 I.3 電線を差し込んで締め付ける構造の端子部に、器体の外側に向かって電線に規定の引張力を加えたとき、端子及び端子取付部は、破損、機能を損なうことのある変形などが生じてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 配線器具は、十分な性能があり、この規格の規定する範囲において傷害の危険が生じることがないよう形状が正しく設計してあり、組立が良好及び動作が円滑でなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条23 23.2 箇条24	箇条23 遠隔操作機構 23.2 器体スイッチ又はコントローラの操作以外によって電源回路の閉路が行える遠隔操作機構をもつ配線器具は、閉路によって危険が生じてはならない。 箇条24 電磁環境両立性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				24.1.1	24.1.1 赤外線を利用した遠隔操作機構 規定の電源電圧で規定の遠隔操作の繰り返し試験を行ったとき、閉路してはならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き	害の防止	それがないものとする。				人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.6 箇条 12 12.9.1 箇条 13 13.2.1 13.2.2 13.3	箇条 11 端子及び導電部の接続部 11.6 特定用途の電線接続端子 規定の速結端子を用いた電線接続端子の接続部は、規定の寸法の銅板又は銅線でなければならない。 箇条 12 構造 12.9.1 電源電線を収納する巻取機構をもつ配線器具は、規定する寸法の電線を用いなければならない。 箇条 13 部品及び附属品 13.2.1 電源電線は、規定の断面積の導体でなければならない。 13.2.2 配線器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線は、規定の導体の断面積をもつ電線でなければならない。 13.3 接地線は、規定の断面積をもつ金属線でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き				24.1.2.5	<p>の後の使用を損なうほどの故障が生じてはならない。</p> <p>－電圧変動試験</p> <p>－電圧サージ試験</p> <p>－静電耐圧試験</p> <p>－インパルスノイズ試験</p> <p>24.1.2.5 チャンネル間誤動作試験</p> <p>複数のチャンネルをもつ場合は、試験品を開路状態にし、規定の試験電源につなぎ、試験品以外のチャンネルのコントローラの実行を行ったとき、試験品の負荷側回路は閉路してはならない。</p>	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 24 24.2 附属書 O	箇条 24 電磁環境両立性 24.2 雑音の強さ 他の機器に影響を与えることのある配線器具から発生する雑音の強さは、附属書 O による。 附属書 O 雑音の強さ 配線器具の雑音電力及び雑音端子電圧の許容値は、規定値以内でなければならない。	
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示され	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	箇条 7 表示 次のものに規定した表示は、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。 －接地線及び接地端子をもつ配線器具	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条 条続き		るものとする。			一速結端子をもつ配線器具	
				附属書 A	附属書 A 接続器	
				A.7	A.7 表示 次のものに規定した表示は、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。 一点滅器並びに接続器及びその附属品 一速結端子をもつ点滅器	
				附属書 B	附属書 B 開閉器及び電磁開閉器操作スイッチ	
				B.7.101	B.7.101 開閉器及び電磁開閉器操作スイッチの規定の表示は、容易に消えない方法で表示しなければならない。	
				附属書 C	附属書 C ミシン用コントローラ	
				C.7.101	C.7.101 ミシン用コントローラの規定の表示は、容易に消えない方法で表示しなければならない。	
				附属書 D	附属書 D カットアウト	
				D.7.101	D.7.101 カットアウトの規定の表示は、容易に消えない方法で表示しなければならない。	
				附属書 E	附属書 E 接続器	
			E.7	E.7 表示		
			E.7.101	E.7.101 接続器の規定の表示は、容易に消えない方法で表示しなければならない。		
			E.7.102	E.7.102 平形導体合成樹脂絶縁電線用の接続器で、一つの		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条 条続き				E.101.1 E.101.1 巻取機構の性能 電源電線を収納する巻取機構をもつ接続器において、引出し制限の印は、使用者が容易に認識できなければならない。 附属書 F F.7.101 F.7.101 ライティングダクトの規定の表示は、容易に消えない方法で表示しなければならない。 附属書 H H.12.102.9 H.12.102.9 ヒューズ取付部の近傍又は銘板に、規定の表示を、容易に消えない方法で表示しなければならない。 附属書 Q 附属書 Q 配線器具の表示の方式 配線器具への基本的な表示は、表面の見やすい箇所容易に消えない方法で表示しなければならない。		
第二十条 第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		<p>気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
第二十条第2号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8300:2019

規格名：配線器具の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨				